

奈良市の家庭ごみ有料化について

答 申

平成21年3月

奈良市清掃業務審議会

はじめに	2
1 背景	3
2 奈良市におけるごみ有料化の目的（効果）	4
3 対象品目	6
4 手数料の媒体	6
5 料金体系	7
6 料金設定	9
7 袋の容量設定	12
8 指定袋製作者の選定及び袋のデザイン	13
9 料金の徴収方法	13
10 手数料減免	13
11 有料化にあたっての留意事項	14
報告にあたって	16
資料編	17
資料1-① 家庭ごみ有料化実施都市の状況（中核市）	18
資料1-② 家庭ごみ有料化実施都市の状況（奈良県下都市）	19
資料2 単純方式及び超過両方式による家庭ごみ有料化実施都市 における家庭系ごみ量の推移	20
資料3 料金体系別有料化実施都市数	22
資料4 他都市の料金設定	24
資料5 価格帯別都市数	30
奈良市清掃業務審議会 委員名簿	31
奈良市ごみ有料化検討部会 委員名簿	32
奈良市ごみ有料化検討部会 審議経過	33
奈良市清掃業務審議会 審議等経過	

はじめに

近年、我が国における社会経済活動は拡大し、国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきました。こうした問題に対応するため、国においては、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正やリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対応が図られてきました。

今後は、これらの法制度の適切な実施と相まって、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルを見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、いわゆる循環型社会の実現を目指すことが必要です。

こうした状況の中、奈良市清掃業務審議会は、平成14年2月5日に市長より「廃棄物処理手数料及び許可等の手数料の適正化について」、家庭ごみの有料化を含む4項目の諮問を受け、同年10月21日に「一般廃棄物処理業許可申請手数料」及び「動物の収集運搬手数料」を見直すべく中間答申を出し、平成15年4月1日より改正されたところです。

その後、国においては平成17年5月26日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項」に基づく、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、地方公共団体の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」との記載が加わり、国の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化されました。それにより、平成19年6月に環境省は「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成し、市町村が有料化の導入又は見直しを実施する際のガイドラインを示したところです。

そうした背景の下、平成17年12月1日に奈良市のごみ有料化について調査・検討を行うため、奈良市清掃業務審議会に審議会委員の他に学識者や自治連合会や公募の委員などにも参画いただき奈良市ごみ有料化検討部会を設置しました。そして、10回にわたる検討部会を開催し、奈良市のごみ処理の課題や家庭ごみ有料化の是非、そして有料化の目的、実施方法、留意事項等について、幅広く議論・検討を重ね、平成20年1月29日に本審議会に検討結果の報告がなされました。

その報告を基に審議を図り、奈良市の家庭ごみ有料化について基本的な方向性を取りまとめましたのでここに答申するものです。

1 背景

① 奈良市の状況

奈良市の家庭系ごみ量は、平成11年3月に、空き缶、ガラスびん、ペットボトル及び飲料用紙パックの分別収集を全市に拡大し、またその他プラスチックを新たに再生資源として収集するようになりましたが、自治会を中心とした早朝立会い指導の実施や、各家庭でのごみ減量と分別の取り組みなど、市民の多大なる協力により、ごみ排出量が大幅に減少（図1）しました。しかし、その後は概ね横ばい状態となっています。

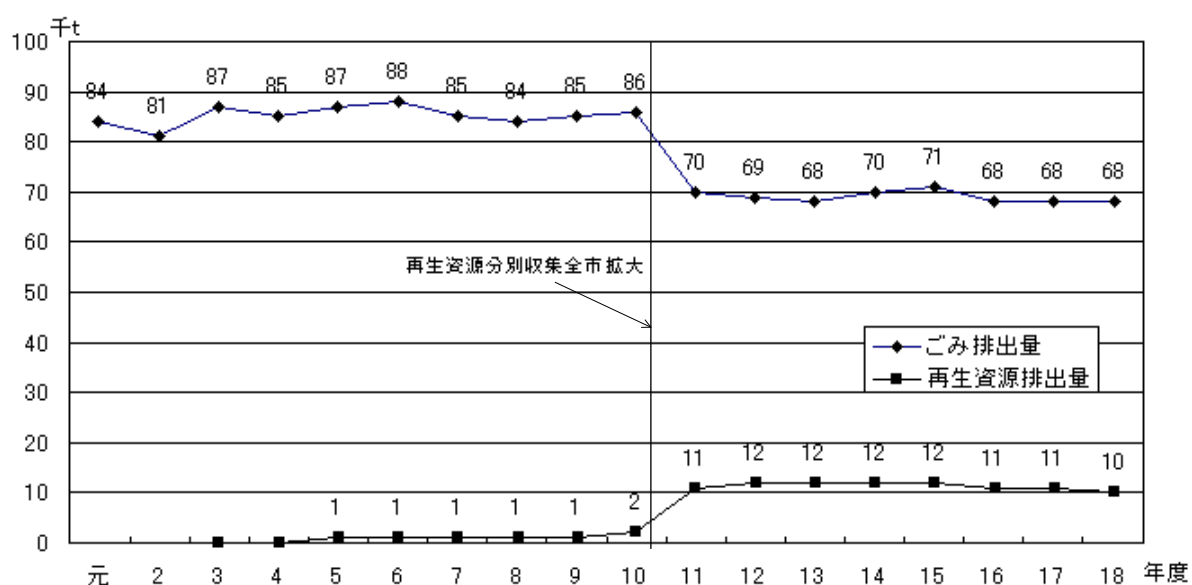
そうした状況のもと、平成18年3月に奈良市の今後10年間のごみ減量化やごみ処理施策の基本となる「奈良市一般廃棄物処理基本計画」が策定されましたが、その中で平成27年度のごみ排出量を平成16年度レベルから4%削減するなどの減量目標値を設定しています。こうした目標を達成するためのひとつの施策として、ごみ有料化の導入について検討を進めることを方針としています。

減量目標値

2015年度(平成27年度)に、

- 排出量(発生抑制後)を2004年度(平成16年度)レベルから 4%削減する
- 再生利用率を28%以上にする
- 焼却対象量を2004年度(平成16年度)レベルから 8%削減する
- 最終処分量を2004年度(平成16年度)レベルから 12%削減する

図1 家庭系ごみ及び再生資源の排出量の推移



② 他都市の実施状況

東京23区を含む全国の806市区のうち、有料化を実施しているのは401市（49.8%）（山谷修作氏 東洋大学「第3回全国都市家庭ごみ有料化調査（平成20年4月1日時点集計速報）」より）であり、中核市においては、39市のうち旭川市、函館市、長野市、高松市、下関市、久留米市、宮崎市の7市が、奈良県下においても12市のうち大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、宇陀市の6市がごみ有料化を実施しています。また近畿の政令都市におきましては京都市が平成18年10月から有料化を実施しています。

2 奈良市におけるごみ有料化の目的（効果）

① ごみ減量の促進

- ・ ごみを有料化することにより、ごみ処理コストを実感し、負担を軽減しようとするインセンティブが働き、使い捨て商品の購入を控えたり、ごみになるような物を極力家庭内に持ち込まないようにするなど、これまでの購買、消費行動に変化をもたらし発生抑制、排出抑制が図られることが期待されます。

また、そうした消費者の行動の変化は、製品を製造・販売する事業者に影響を与え、製品が廃棄される際の処理やリサイクルに配慮した製品作りをしようとするなどの動機付けにつながります。

- ・ 指定袋制の場合、指定袋以外での排出ができないため他都市からのごみ流入を防止することができます。

また、レジ袋をごみ袋として利用できなくなることから、年間一人当たり300枚を消費するといわれているレジ袋が、レジ袋有料化の動きと併せて、マイバック持参の増加などにより、家庭への持ち込みが抑制され、ごみ減量につながります。

② 公平負担

ごみ処理関係経費は1世帯あたりに換算しますと年間41,278円（平成20年度の一般会計当初予算）になりますが、こうした費用はごみの減量や資源化に手間や時間をかけて積極的に取り組んでいる世帯も、そうした努力に消極的でごみを多量に排出している世帯も費用負担は変わらないという状況にあります。

家庭系ごみを有料化し、ごみ処理費用の一部を負担してもらうことにより、ごみ排出量と費用負担を連動させ、また有料化によって得られた収入をごみ減量や資源化の助成施策等に使うことにより公平性を確保することができると考えられます。

③ ごみに対する意識の向上

家庭ごみの排出に手数料が発生しない場合、ごみ処理費用は租税で賄われるため、コスト

の負担感が薄れ、ごみに対する意識も希薄になりがちですが、有料化により排出量に応じた負担を実感することにより、ごみに対する排出者としての意識や責任が高まることが期待されます。

④ 再生資源の分別促進

平成16年度のごみ質調査結果から推計した再生資源（集団回収、店頭回収での回収分を含まない）の分別協力率を見ますと、表1に示すように、アルミ缶（95%）、びん（91%）、ペットボトル（89%）などは概ね分別がなされていますが、分別排出に手間がかかる紙パック（32%）をはじめ、スチール缶（73%）やプラスチック製容器包装（72%）などはまだまだ多くがごみに混入して捨てられています。

こうした再生資源を無料又は他のごみより費用負担を安価に設定することにより、分別の徹底を促すことができます。

表1 家庭から排出される再生資源の分別協力率

（平成16年度・旧奈良市域）

	スチール缶	アルミ缶	びん	ペット ボトル	プラスチック 製容器包装	紙パック
分別協力率	73%	95%	91%	89%	72%	32%
再生資源の 排出原単位	3.1g/人/日	2.0g/人/日	16.6g/人/日	4.0g/人/日	46.7g/人/日	0.9g/人/日

注1) 再生資源の排出量は、異物を含まない純資源化量である。

2) (再生資源への排出量実績値)

分別協力率 =
$$\frac{\text{(再生資源への排出量実績値)}}{\text{(燃やせるごみ、燃やせないごみへの排出量推計値)} + \text{(再生資源への排出量実績値)}}$$

⑤ 財政負担の軽減

平成20年度の一般会計当初予算は117,700,000千円ですが、その内環境清美部予算は6,217,539千円で全体の5.3%を占めています。ごみの有料化によりごみの減量を進めることができれば、ごみの収集・運搬・処理費用の削減や最終処分場の延命化を図ることができます。また、そうして得られた収入を、ごみ処理施設の整備や、ごみ減量・資源化のための新たな施策の費用に充てることもできます。

⑥ 地球環境の保全

ごみ減量と資源化の促進により、省資源、省エネルギー、温室効果ガスの削減が図られ、地球環境を健全でより豊かなものとして、将来世代に引き継ぐという責任を果たすことにつながります。

3 対象品目

焼却対象量及び最終処分量の減量を進めるという観点から、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」及び「大型ごみ」を有料化の対象とし、またレジ袋の削減や他のごみの混入抑制の観点から「プラスチック製容器包装」についても、対象に加えるのが適当と考えます。

なお、空き缶、ガラスびん、ペットボトル及び飲料用紙パックの「再生資源」については、各世帯から持ち出した再生資源を集積場の網袋及びコンテナに分別して排出する方法を採っているため、各世帯からの排出量の把握が困難であり、また再生資源の分別排出促進の観点からも有料化の対象から除外することが適当と考えます。（他都市の状況 資料編 資料1）

4 手数料の媒体

手数料の媒体としては、指定袋方式又はシール方式が考えられますが、シール方式では、ごみ袋の容量に応じて料金設定をする場合、収集時に目視で容量を正確に判別するのは困難であり、さらに適正なシールが貼り付けられてあるかを確認しながら収集することになるので、作業効率が低下することが考えられます。また雨などによる剥離や、指定袋に比して小さいために紛失しやすいということも考えられますので、指定袋方式を用いるのが適当だと考えます。

ただし、大型ごみについては基本的には袋に入れて排出することが困難な形状の物であるため、シール方式を用いることが適当です（表2 参照）。

（他都市の状況 資料編 資料1）

表2 特徴の比較

	指定袋方式	シール方式
取り扱いやすさ	収集する際に、排出されているごみの量を確認することが容易である。 まともと重くなり、かさばるために取扱いにくくなる。	ごみ袋に入らない大きさや形の廃棄物を排出する場合にも使用することができる。 収集する際に、排出されているごみの量を確認することが比較的困難である。 小さいために取扱いは容易である一方、紛失しやすいものと考えられる。
必要な対応	ごみの種類毎に手数料の料金水準を変える場合には、排出及び収集する際に容易に確認できるように、ごみ袋の表示や色などについて工夫が必要である。	ごみの種類毎に手数料の料金水準を変える場合には、排出及び収集する際に容易に確認できるように、シールの表示や色などについて工夫が必要となる。

必要な対応	なお、排出抑制効果を得るためには、複数の大きさのごみ袋を用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要である。	なお、排出抑制効果を得るためには、複数の大きさに対応したシールを用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要である。
行政事務への影響	まとまると重くなり、かさばるために、各世帯へ無料配布を行う場合の事務負担は比較的多い。	小さいため、各世帯への無料配布を行う場合の事務負担は比較的小さい。
市場への影響	既存のごみ袋の市場への影響について考慮する必要がある。	既存の市場への影響は少ないと考えられる。
レジ袋の扱い	レジ袋をごみ袋として活用できないため、レジ袋で排出することを防止するなど取扱いを検討する必要がある。	レジ袋をごみ袋として利用することも可能な場合がある。

(出所) 環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き(平成19年6月)」

5 料金体系

料金体系については、簡素でわかりやすく、費用負担が公平で、制度の維持管理費用が抑えられることなどが重要であり、そうした観点から、排出量単純比例型の利点が大きいと考えられます。また減量効果については、一定量無料型が排出量単純比例型に比べて必ずしも有意差があると判断できないため、総合的に考慮すると排出量単純比例型が適当だと考えます(表3及び資料編 資料2参照)。

なお、他都市の状況については、東洋大学の山谷修作氏が全国の806市区を対象に実施した「第3回全国都市家庭ごみ有料化調査(平成20年4月1日時点集計速報)」によると、有料化を実施している401市の内、排出量単純比例型が363市(91%)、一定量無料型が32市(8%)、排出量二段階比例型が6市(1%)となっており、大多数の市が排出量単純比例型を用いています。(資料編 資料3)

表3 料金体系

	料金体系図	料金体系の仕組み	利点	欠点
① 排出量単純比例型		排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。(均一従量制)	- 制度が単純でわかりやすい - 排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。	料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。
② 排出量多段階比例型		排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)	排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる	排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。
③ 一定量無料型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。	- 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 （例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。	- 費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（副機付け）が働きにくい。 - 排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。
④ 負担補助組合せ型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式（例えば、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入する一方、排出者が使用しなかったごみ袋やシールについて、排出者が市町村に買い取りさせることができる方式）。	- 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 - 排出抑制の量に応じて排出者へ還元されるため、「③一定量無料型」よりも排出抑制が期待できる。	排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。
⑤ 定額制従量制併用型		一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。	- 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 - 一定の排出量までを定額制にすることで、一定額以上の安定した手数料を徴収できる。	- 費用負担が定額となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を削減するインセンティブ（副機付け）が働きにくい。 - 排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）や一定額の手数料の徴収のための費用が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。

※ 1：（出所）落合由起子（1996）『家庭ごみ有料化による減量化への取り組み—全国 633 都市アンケートと自治体事例の紹介—』（株）ライフデザイン研究所、pp. 13-15

6 料金設定

有料化を実施する場合、料金設定においては、市民にごみ減量の動機付けが働くような金額であることが必要ですが、過度の負担となると市民に理解が得られにくいだけではなく、不適正なごみの排出や不法投棄を誘発する恐れもあります。そのため、既に有料化を実施している周辺都市や他都市の状況を参考にし、また市民にごみ処理経費のどの程度の割合を負担してもらうのかも考慮に入れて料金を算定することが必要です。

そうした場合、奈良県下有料化を実施している6都市はいずれも排出量単純比例型で1ℓ当たりの料金は概ね1円となっています。また、排出量単純比例型により有料制を実施している363市の平均料金も、可燃ごみ大袋(40～50ℓ)1枚あたり42円であり、概ね1ℓあたり1円に相当する金額となっています(資料編 資料4)。

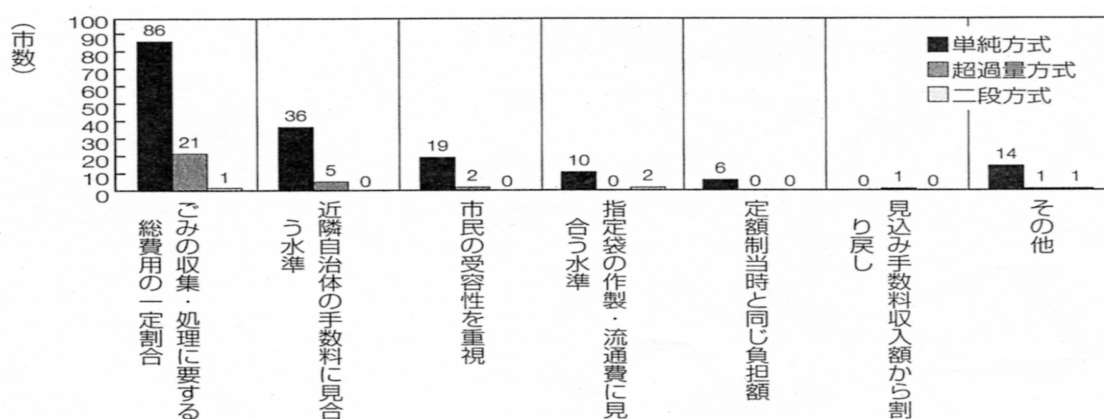
そして、この金額を処理経費に占める割合で見ますと、約2割の市民負担となります。

このように、周辺都市や他都市の状況及び市民負担割合等を考慮すると単純比例型の場合、1ℓあたり1円程度の料金が適当だと考えます。

① 手数料水準の決め方

東洋大学の山谷修作氏が平成17年2月に家庭ごみを従量制で有料化している270市(有効回答205市)を対象に行った調査によると、手数料水準の決め方として「ごみ収集・処理に要する総費用の一定割合」とするコストベースが最も多く、次いで「近隣自治体の手数料に見合う水準」、「市民の受忍性を重視」、「指定袋の作成・流通費に見合う水準」の順となっています(図2)。

図2 手数料水準の決め方



(出所)山谷修作氏 著「ごみ有料化」

② 他都市の料金設定

排出量単純比例型により有料制を実施している363市の平均料金は、可燃ごみ大袋(40～50ℓ)1枚あたり42円であり、概ね1ℓあたり1円に相当する金額となっています(資料編 資料4)。そして、価格帯別都市数を見ると1枚あたり9円から120円までの価格分布となっていますが、40円台が81市(22%)と最も多く、次いで30円台が75市(21%)、20円台が57市(16%)、50円台が45市(12%)、80円台が31市(9%)、60円台が30市(8%)、10円台が28市(8%)となっています(資料編 資料5)。

また、一定量無料型により有料制を実施している32市の平均料金は、可燃ごみ大袋1枚あたり97円となっています。そして、価格帯別都市数を見ると1枚あたり30円から210円までの価格分布となっていますが、100円台が14市(44%)と最も多く、次いで50円台が5市(16%)となっています。

③ 処理経費に占める負担割合

平成18年度の奈良市のごみ処理原価は1tあたり40,929円であり(表4)、また、平成19年5月に奈良市の家庭ごみ排出実態調査を行った結果によりますと、燃やせるごみの場合48%が45ℓの袋を使用しており、その1袋当たりの平均重量は5.2kgとなっています(表5)。

そこで、燃やせるごみをベースに45ℓの1袋当たりの経費を算出しますと

$$40.9\text{円/kg} \times 5.2\text{kg} = 212.7\text{円/1袋} \text{ となります。}$$

それを基に、負担比率ごとの料金設定を算出すると表6のとおりとなり、1ℓあたり1円の料金設定とすると約2割の市民負担となります(表6)。

表4 平成18年度ごみ処理原価計算表

(単位:円)

原価費	収集運搬部門	破碎・焼却部門	埋立処分部門	管理部門	小計
人件費	1,773,491,999	612,035,473	159,464,450	200,226,362	2,745,218,284
物件費	334,564,792	1,128,655,437	313,069,298	365,452,446	2,141,741,973
減価償却費	66,830,000	347,461,492	117,921,225	53,203,580	585,416,297
廃棄物搬入手数料	-8,430,790	-497,614,190	-29,584	-673,400	-506,747,964
部門直接原価	2,166,456,001	1,590,538,212	590,425,389	618,208,988	4,965,628,590
管理部門費配賦額	281,638,159	206,769,144	76,754,995	-618,208,988	-53,046,690
部門原価	2,448,094,160	1,797,307,356	667,180,384	0	4,912,581,900
処理量(t)	65,471.44	121,756.26	19,296.18		120,027.33
t当り 部門原価	37,392	14,762	34,576		40,929

表5 奈良市の家庭ごみ排出実態調査結果(燃やせるごみ)

容量	袋数(内レジ袋数)	比率	平均重量
5ℓ	4(2)	1.3%	0.3kg
10ℓ	50(34)	16.7%	1.5kg
15ℓ	26(10)	8.7%	2.3kg
20ℓ	54	18.0%	2.9kg
30ℓ	22	7.3%	2.6kg
45ℓ	144	48.0%	5.2kg
合計	300(46)	100.0%	3.6kg

※ 収集方面の異なる3台の収集車(東部・西部・中高層の各1台)から、100袋ずつ合計300袋を無作為に抽出し、袋の容量及び重量を計測した。(平成19年5月調査)

表6 負担比率による料金設定

負担比率	45ℓ 1袋当たり	1ℓ 当たり	1世帯の1ヶ月当たり
10%	21円	0.5円	294円
20%	43円	1.0円	602円
30%	64円	1.4円	896円
40%	85円	1.9円	1,190円
50%	106円	2.4円	1,484円
60%	128円	2.8円	1,792円
70%	149円	3.3円	2,086円
80%	170円	3.8円	2,380円
90%	191円	4.2円	2,674円
100%	213円	4.7円	2,982円

※ 「1世帯の1ヶ月当たり負担額」は、有料対象を「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装」とし、料金体系は同額とし、1回当たり45ℓの袋で1袋排出すると仮定して算出した。

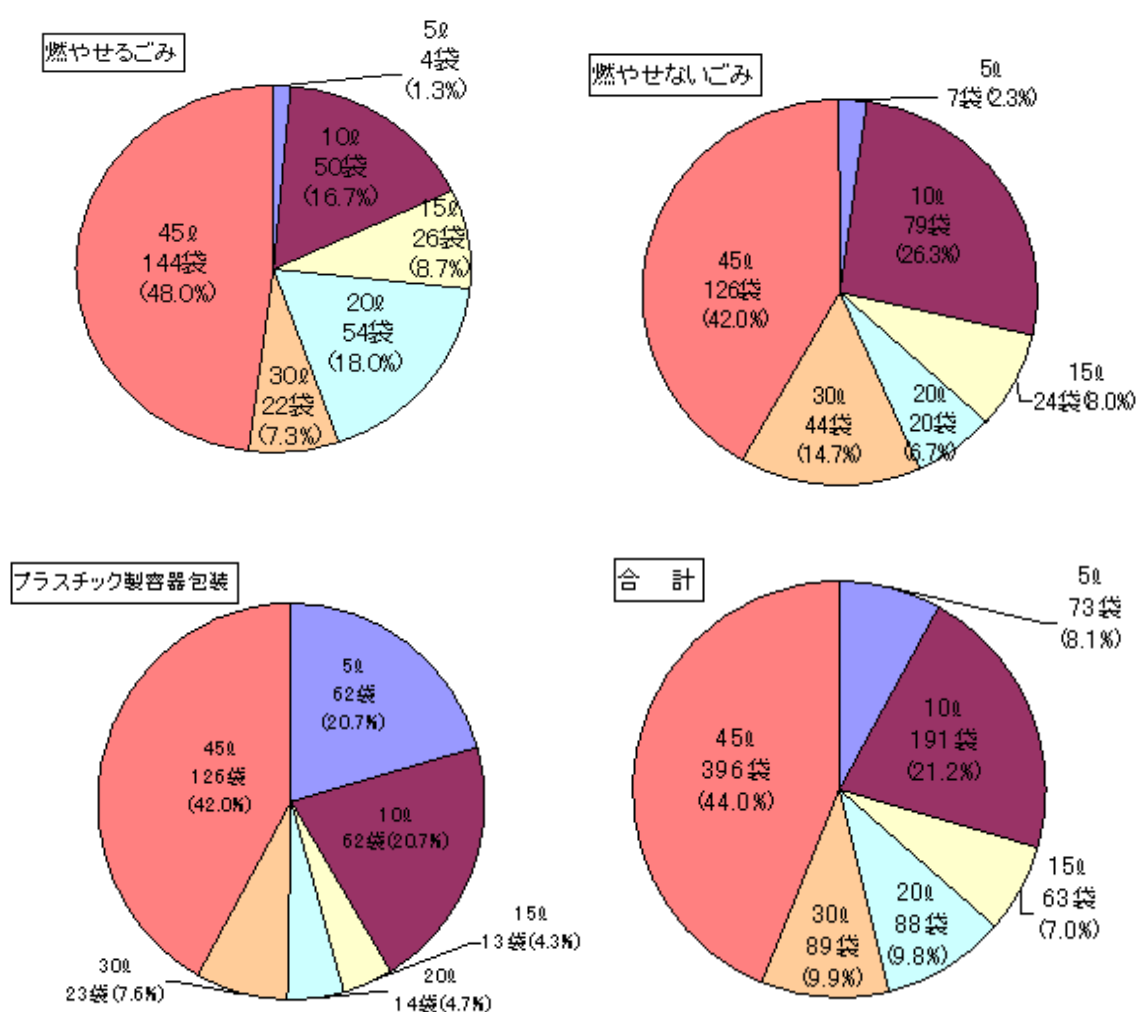
{ 52週×3回(可燃・プラ)+12回(不燃) } ×袋単価÷12ヶ月=1世帯の1ヶ月当たり負担額

7 袋の容量設定

平成19年5月に奈良市の家庭ごみ排出実態調査を行った結果によりますと、使用袋の容量は「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」及び「プラスチック製容器包装」の合計では、45ℓ が44.0%と最も多く、次いで10ℓ が21.2%、30ℓ が9.9%、20ℓ が9.8%、5ℓ が8.1%、15ℓ が7.0%となっています（図3）。

こうした、排出実態を踏まえ、5ℓ から45ℓ 程度の範囲で3～4種類程度の容量を設定するのが望ましいと考えられます。

図3 奈良市の家庭ごみ排出実態調査結果（使用袋の容量）



※ 各種別ごとにそれぞれ収集方面の異なる3台の収集車（東部・西部・中高層の各1台）から、100袋ずつ合計300袋を無作為に抽出し、袋の容量を計測した。（平成19年5月調査）

8 指定袋製作者の選定及び袋のデザイン

指定袋の製作者の選定においては、指定袋の販売料金に占める実質的な手数料収入の割合を大きくするため、競争により経済的合理性が確保されやすい、入札により業者を選定する方法が適当だと考えます。

また、指定袋のデザインについては、収集の際に一見して奈良市の指定袋であることが明確に分かるような、奈良市らしいものとするのが望ましいと考えます。

9 料金の徴収方法

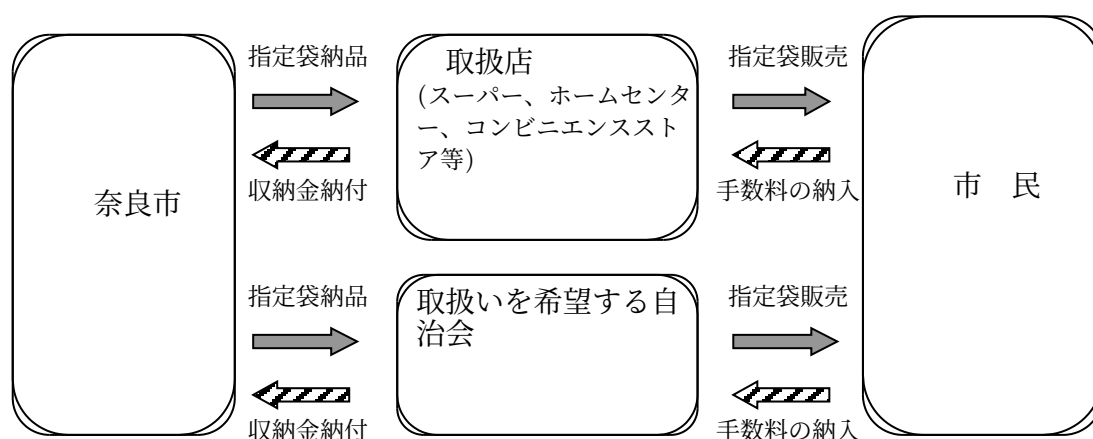
料金の徴収方法については、市が指定する取扱店で市民が指定袋を購入し、代金を支払うことにより手数料を納入する方法が、市民にとって分かりやすく、また事務的にも簡素であると考えます。

なお、取扱店については、市民の購入利便性を考慮し、スーパー、ホームセンター、コンビニエンスストア、酒販店、米穀店等をできるだけ広く募集し、多くの取扱店を指定することが適当です。

また、それと併せて市民がより多くの手段で指定袋を入手できるように、取扱いを希望する自治会を通じて市民に販売する方法についても検討することが望ましいと考えます。

(図4)。

図4 料金徴収方法フロー



10 手数料減免

ごみ有料化については、市民にとって新たな経済的負担となるため、生活保護受給世帯や低所得世帯については、減免等の配慮をすべきとの考え方があります。また高齢者や乳幼児などがいる紙おむつ使用世帯についても、紙おむつは減量努力が困難であり、日常的に継続して排出されることから、無料支給等の制度を設けている自治体もあります。

一方、対象者の認定が困難であったり、制度が複雑になり手続きが煩雑になる等の理由から、特別な制度を設ける必要はないとの考え方もあります。

当審議会としては、そうした制度は市の福祉施策の中で判断されるべきものであると考え、ごみ有料化事業として減免制度を設ける必要性について、特段の意見はありませんでした。

ただし、自治会等が行う町内清掃については、ボランティア袋等を申請に基づき必要枚数配布する制度を設ける必要があると考えます。

・ 他都市の状況

ごみ有料化を実施している中核市7市の内、旭川市、函館市、高松市、宮崎市の4市は生活保護受給世帯や低所得世帯や紙おむつ使用世帯等を対象に、申請に基づきごみ袋を無料支給する制度を設けています。

一方、長野市は二段方式有料制を採っており、1世帯あたり年間200袋までは、袋代の実費のみで、多くの世帯では使用枚数が年間200枚以内で処理費を負担していないのが現状であるとの理由から、また、下関市については対象者の認定が困難等の理由から、久留米市については福祉施策で対応している等の理由から、そうした制度を設けていません。

そして、ごみ有料化を実施している奈良県下の6市の内、橿原市については、生活保護受給世帯を対象に申請に基づきごみ袋を無料支給する制度を設けていますが、他の都市はそうした特別な制度は設けていません（資料編 資料1）。

一方、自治会等が行う町内清掃については、いずれの市もボランティア袋等を配布し無料で収集する制度を設けています。

1.1 有料化にあたっての留意事項

① 市民説明の徹底

ごみ有料化は市民に新たな金銭的負担を求めるものであるため、実施にあたっては市民に対し導入の背景や目的などについて十分に説明をし、理解を求め協力を得ることが不可欠です。そのため、広報誌等による周知の徹底と併せて、自治会単位での説明会の開催等、可能な限りきめ細かい説明を行う必要があります。

② 事業系ごみの対応

事業系ごみについては、搬入監視の強化や、搬入時間の見直しなどにより減少傾向にありますが、排出者責任の徹底の観点から、より一層の排出抑制と、適正な循環的利用の促進が求められています。

そのため、収集運搬許可業者に対する指導の強化を図るとともに、個々の排出事業者への指導も併せて行い、更なる分別と減量の徹底を図る必要があります。

また、家庭系ごみ有料化との整合性が図られるよう、費用負担のあり方についても検討する必要があります。

③ 併せ施策の実施

ごみ有料化によるごみの減量を、リバウンドさせることなく効果的に持続させるためには、有料化と併せて、これまで推進してきたごみ減量施策を、さらに充実させ総合的に講じる必要があります。

また、将来的には、燃やせるごみの内重量比で約9割を占める生ごみ類と紙類の資源化や、プラスチック製容器包装を安定的に資源化できるような抜本的方策についても検討していく必要があると考えます。

④ 自己搬入ごみの対応

現在家庭系ごみの場合、環境清美センターへの自己搬入は100kgまで無料となっていますが、収集ごみの有料化と併せて、経済的負担の整合性が図られるよう、料金体系の見直しを検討する必要があります。

⑤ 不法投棄や野焼きの防止対策

不法投棄や野焼きの増加が懸念されることから、その防止対策の強化を図る必要があります。

⑥ 収入の使途

有料化で得られた収入の使途については、市民に見えるように透明性を確保し、税の二重取りとの批判を受けないよう、ごみ減量とリサイクル推進のための費用に使うことなどを検討する必要があります。

また、奈良市は、環境清美事業の一層の効率化を図り、経費の節減に努めることが求められます。

⑦ 減量効果等の検証と公表

有料化実施後は、定期的に減量効果等を検証し、その情報を市民に積極的に公表することにより、理解と協力を求めていくことが重要です。

また、所期の減量効果が得られない場合は、その原因を分析し、必要に応じ料金体系等の制度の見直しや、併せ施策の強化等も検討していく必要があります。

報告にあたって

我々は、奈良市長の諮問に基づき、家庭ごみ有料化の手法等について基本的な方向性を取りまとめましたが、今後、奈良市がより良い環境を創造していく中で、そのビジョンと有料化の必要性を明確に市民に伝えた上で導入していく必要があります。

また、家庭ごみ有料化によって更なるごみ減量化等の効果を得るには、市民の理解と協力が不可欠となりますが、それには、これまで自治会を中心とした市民の多大なる協力により、大幅なごみ減量を図ることができたことを十分に評価するとともに、環境清美部職員による一連の不祥事により損なわれた信頼の回復に全力をあげて取り組むことが肝要です。

そして、奈良市はこの答申を基に、広く市民の意見を聞き、十分な説明責任を果たし、市民の合意形成を図った上で家庭ごみ有料化を実施されることを望むものです。

ただし、実施時期については、昨年来の世界的な経済不況に伴う失業率の悪化や所得の減少、社会保障費の増加などにより、市民の家計負担感が増している現状も考慮し、慎重に見極める必要があると考えます。

資 料 編

資料 1-① 家庭ごみ有料化実施都市の状況(中核市)

(平成20年12月1現在)									
都市名	有料化実施年月 料 金 単 位 (人 口)	収集区分	有料化対象品目及び料金設定	手数料の煩雑	手数料減免制度		内容		
					制度の有	対象者			
旭川市	平成19年8月 排出量単純比例型 (354,920人)	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・乾電池 ・蛍光灯 ・ペットボトル ・プラスチック製容器包装 ・段ボール ・紙製容器包装 ・空き缶、空きびん、紙パック、家庭金属 ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・びん、缶、ペットボトル ・プラスチック製容器包装類 ・粗大ごみ ・乾電池	・燃やせるごみ 40L-80円 30L-60円 20L-40円 10L-20円 5L-10円 ・燃やせないごみ 40L-80円 30L-60円 20L-40円 10L-20円 5L-10円 ・粗大ごみ 200円(30kg未満) 400円(30kg以上50kg未満) 800円(50kg以上)	指定袋方式 (袋に入らない物及び 大型ごみはシール方式)	有	・生活保護法に基づき保護を受けている世帯 (入院等を除く) ・8月1日現在、2歳未満の乳幼児がいる世帯 ・家族介護支援事業により、紙おもむつの購入助成を認定されている世帯(入院等を除く) ・旭川市日常生活用具給付事業による、紙おもむつの給付を受け、かつ給付の対象者が在室している世帯(入院等を除く)	○ごみ袋の無料支給 支給する指定ごみ袋の枚数は、対象区分や世帯人数、申請時期によって異なる。		
	平成14年4月 排出量単純比例型 (287,691人)	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・紙類 ・プラスチック製容器包装 ・びん類 ・缶類 ・ペットボトル ・乾電池 ※一部地区は分別が異なる ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・有害ごみ ・びん ・缶 ・ペットボトル ・古紙、古布 ・プラスチック製容器包装類 ・粗大ごみ	・燃やせるごみ 400円(30kg未満) 800円(30kg以上50kg未満) ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・プラスチック製容器包装 1世帯200枚まで 30L-12～13円 20L-8円 追加40枚 30Lのみ-30円 それを超える場合は自己購入 ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・破砕ごみ 40L-40円 30L-30円 20L-20円 10L-10円 ・粗大ごみ 品目毎500～2,000円	指定袋方式 (袋に入らない物及び 大型ごみはシール方式)	有	・低所得世帯(生活保護受給世帯は除く)	○ごみ袋の無料支給 年間 可燃84枚程度(取集回収) 不燃20枚程度(取集回収) 袋の容量は世帯数によって異なる		
長野市	平成8年11月 排出量二段階型 (381,114人)	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・紙類 ・プラスチック製容器包装 ・びん類 ・缶類 ・ペットボトル ・乾電池 ※一部地区は分別が異なる ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・有害ごみ ・びん ・缶 ・ペットボトル ・古紙、古布 ・プラスチック製容器包装類 ・粗大ごみ	・燃やせるごみ 40L-40円 30L-30円 20L-20円 10L-10円 ・粗大ごみ 品目毎500～2,000円	指定袋方式 (大型ごみはシール方式)	無				
	平成16年10月 排出量単純比例型 (424,255人)	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・紙類 ・プラスチック製容器包装 ・びん類 ・缶類 ・ペットボトル ・古紙、古布 ・プラスチック製容器包装類 ・粗大ごみ	・燃やせるごみ 40L-40円 30L-30円 20L-20円 10L-10円 ・粗大ごみ 品目毎500～2,000円	指定袋方式 (大型ごみはシール方式)	有	・生活保護受給世帯	○ごみ袋の無料支給 30枚の指定袋を年間120枚支給。生活保護認定時に担当課が引換券を交付し、対象者本人がごみ担当課で交換する。		
久留米市	平成5年4月 排出量単純比例型 (303,721人)	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・紙類 ・プラスチック製容器包装 ・びん類 ・缶類 ・ペットボトル ・古紙、古布 ・プラスチック製容器包装類 ・粗大ごみ	・燃やせるごみ 45L-45円 30L-30円 20L-20円 10L-10円 ・粗大ごみ 品目毎300～1,220円	指定袋方式 (大型ごみはシール方式)	無				
	平成15年6月 排出量単純比例型 (280,157人)	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・紙類 ・プラスチック製容器包装 ・びん類 ・缶類 ・ペットボトル ・古紙、古布 ・プラスチック製容器包装類 ・粗大ごみ	・燃やせるごみ 45L以内-100円/枚(シール) ・びん、缶 ・ペットボトル ・プラスチック製容器包装類 45L-20円 30L-15円 18L-10円 ・粗大ごみ 品目毎300～1,000円	指定袋方式 (不燃、有害及び 大型ごみはシール方式)	無				
下関市	平成14年6月 排出量単純比例型 (368,153人)	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・紙類 ・プラスチック製容器包装 ・びん類 ・缶類 ・ペットボトル ・古紙、古布 ・プラスチック製容器包装類 ・粗大ごみ	・燃やせるごみ 40L-40円 30L-30円 20L-20円 10L-10円 ・粗大ごみ 品目毎500～2,500円	指定袋方式 (大型ごみはシール方式)	有	・生活保護受給世帯 ・市県民税非課税世帯で ①3歳未満の乳幼児のいる世帯 ②特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当のいずれかを受け給している世帯③要介護度4または5の介護認定を受けた者のいる世帯	○ごみ袋の無料支給 年間 可燃 中袋 60枚 不燃 小袋 30枚以内		
	宮崎市								

※ 人口は平成20年4月1日現在を基本とする。

資料 1-② 家庭ごみ有料化実施都市の状況(奈良県下都市)

都市名	有料化実施年月 料 金 単 位 (人 口)	収集区分	有料化対象品目及び料金設定	手数料の課税	手数料減免制度		内容
					対象者	制度の有無	
大和高田市	平成18年4月 排出量単純比例型 (71,955人)	・燃えるごみ ・粗大ごみ ・びん・缶 ・ペットボトル ・われたもの ・有害ごみ ・プラスチック製容器包装類 ・紙類	・燃えるごみ 45L-45円 30L-30円 15L-15円 ・粗大ごみ 品目毎 300~1200円	無			
		・一般家庭ごみ(可燃ごみ) ・不燃・粗大ごみ ・びん・缶 ・古紙類 ・ペットボトル、プラスチックボトル	・一般家庭ごみ(可燃ごみ) 45L-45円 30L-30円 20L-20円	有	・生活保護受給世帯	○ごみ袋の無料支給 年間 中袋100枚	
		・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・びん ・缶 ・ペットボトル ・新聞 ・ダンボール ・雑誌、牛乳パック ・燃えるごみ ・金属・缶類 ・リサイクル類(ペットボトル・ビン類など)	・燃やせるごみ 45L-47円 30L-30円 15L-15円 ・粗大ごみ 200~1200円	無			
		・燃えるごみ ・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・びん ・缶 ・ペットボトル ・新聞 ・ダンボール ・雑誌、牛乳パック ・燃えるごみ ・金属・缶類 ・リサイクル類(ペットボトル・ビン類など)	・燃やせるごみ 45L-47円 30L-30円 15L-15円 ・粗大ごみ 200~1200円	無			
五條市	平成8年8月 排出量単純比例型 (37,078人)	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・びん ・缶 ・ペットボトル ・新聞 ・ダンボール ・雑誌、牛乳パック ・燃えるごみ ・金属・缶類 ・リサイクル類(ペットボトル・ビン類など)	・燃やせるごみ 45L-47円 30L-30円 15L-15円 ・粗大ごみ 200~1200円	無			
		・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・びん ・缶 ・ペットボトル ・新聞 ・ダンボール ・雑誌、牛乳パック ・燃えるごみ ・金属・缶類 ・リサイクル類(ペットボトル・ビン類など)	・燃やせるごみ 45L-47円 30L-30円 15L-15円 ・粗大ごみ 200~1200円	無			
		・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・びん ・缶 ・ペットボトル ・新聞 ・ダンボール ・雑誌、牛乳パック ・燃えるごみ ・金属・缶類 ・リサイクル類(ペットボトル・ビン類など)	・燃やせるごみ 45L-47円 30L-30円 15L-15円 ・粗大ごみ 200~1200円	無			
		・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・びん ・缶 ・ペットボトル ・新聞 ・ダンボール ・雑誌、牛乳パック ・燃えるごみ ・金属・缶類 ・リサイクル類(ペットボトル・ビン類など)	・燃やせるごみ 45L-47円 30L-30円 15L-15円 ・粗大ごみ 200~1200円	無			
御所市	平成17年7月 排出量単純比例型 (31,661人)	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・びん ・缶 ・ペットボトル ・新聞 ・ダンボール ・雑誌、牛乳パック ・燃えるごみ ・金属・缶類 ・リサイクル類(ペットボトル・ビン類など)	・燃やせるごみ 45L-45円 30L-30円 15L-15円	無			
		・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・びん ・缶 ・ペットボトル ・新聞 ・ダンボール ・雑誌、牛乳パック ・燃えるごみ ・金属・缶類 ・リサイクル類(ペットボトル・ビン類など)	・燃やせるごみ 45L-45円 30L-30円 15L-15円	無			
		・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・びん ・缶 ・ペットボトル ・新聞 ・ダンボール ・雑誌、牛乳パック ・燃えるごみ ・金属・缶類 ・リサイクル類(ペットボトル・ビン類など)	・燃やせるごみ 45L-45円 30L-30円 15L-15円	無			
		・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・びん ・缶 ・ペットボトル ・新聞 ・ダンボール ・雑誌、牛乳パック ・燃えるごみ ・金属・缶類 ・リサイクル類(ペットボトル・ビン類など)	・燃やせるごみ 45L-45円 30L-30円 15L-15円	無			
宇陀市	平成10年4月 排出量単純比例型 (37,248人)	・可燃 ・不燃 ・プラスチック ・金属・びん ・粗大ごみ ※一部地区は分別が異なる	・可燃 40L-40円 30L-30円 ・不燃 30L-20円 ・プラスチック 45L-20円 ・金属・びん 30L-20円 1個 100円 ※一部地区は料金が異なる	無			
		・可燃 ・不燃 ・プラスチック ・金属・びん ・粗大ごみ ※一部地区は分別が異なる	・可燃 40L-40円 30L-30円 ・不燃 30L-20円 ・プラスチック 45L-20円 ・金属・びん 30L-20円 1個 100円 ※一部地区は料金が異なる	無			
		・可燃 ・不燃 ・プラスチック ・金属・びん ・粗大ごみ ※一部地区は分別が異なる	・可燃 40L-40円 30L-30円 ・不燃 30L-20円 ・プラスチック 45L-20円 ・金属・びん 30L-20円 1個 100円 ※一部地区は料金が異なる	無			
		・可燃 ・不燃 ・プラスチック ・金属・びん ・粗大ごみ ※一部地区は分別が異なる	・可燃 40L-40円 30L-30円 ・不燃 30L-20円 ・プラスチック 45L-20円 ・金属・びん 30L-20円 1個 100円 ※一部地区は料金が異なる	無			

※ 人口は平成20年4月1日現在を基とする。

資料 2 排出量単純比例型及び一定量無料型による家庭ごみ有料化実施都市における家庭系ごみ量の推移

・排出量単純比例型

都道府県	都市	人口 (H17.10.1)		開始年度	重要系ごみ量					増減率	市町村合併等ごみ量が変動する要素
		H17.10.1	H17.10.1		実施年度	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後	
北海道	函館市	237,280	87,081	14	81,849	87,081	84,126	87,395	87,395	-17.7%	平成18年12月1日に4町村と合併
	小樽市	149,430	43,642	17	40,915	43,642	34,547			-15.6%	
	帯広市	171,599	46,454	16	45,939	46,454	49,174			-9.5%	
	北見市	129,221	36,035	18	36,035	36,244	42,146			2.0%	平成18年9月5日に町と合併
	釧路市	192,472	71,780	17	71,780	77,429	64,980			-23.4%	平成17年10月1日に町と合併
青森県	八戸市	123,070	32,557	18	32,557	33,317	34,665			-27.6%	
	八戸市	315,615	71,427	13	71,427	73,722	69,644			-9.8%	平成17年9月31日に村と合併
	日立市	202,597	87,366	14	87,366	85,881	83,712			-13.2%	平成18年11月1日に町と合併
	ひたちなか市	155,537	49,950	7	49,950	47,253	44,111			6.0%	平成18年11月1日に1市1村が合併
	木更津市	129,693	42,362	16	42,362	44,205	37,926			-7.6%	
千葉県	八千代市	180,480	44,519	12	44,519	45,242	46,077			3.2%	
	八千代市	537,021	144,397	16	144,397	147,508	138,028			-13.0%	
	武蔵野市	139,301	39,539	16	39,539	39,386	37,100			-2.0%	
	習志野市	139,444	39,017	10	39,017	39,149	34,970			-23.6%	
	船橋市	109,195	30,137	14	30,137	31,649	27,986			-5.6%	
東京都	調布市	209,173	59,277	16	59,277	58,892	55,256			-3.6%	
	日野市	189,359	57,195	12	57,195	56,044	51,757			-26.5%	
	東村山市	144,855	40,290	14	40,290	35,455	33,125			-14.3%	
	町田市	409,971	117,330	17	117,330	115,744	115,067			-1.9%	
	小金井市	109,576	30,336	17	30,336	29,971	29,986			-1.8%	
新潟県	三条市	107,805	27,378	15	27,378	26,812	22,694			-0.2%	平成17年5月1日に1町1村と合併
	上田市	162,037	39,040	8	39,040	48,073	40,151			13.4%	平成15年度野々の廃却制開始
	飯田市	109,247	21,453	11	21,453	24,050	24,248			16.7%	
	桑名市	139,863	30,928	14	30,928	31,435	32,890			20.1%	平成18年12月3日に町と合併
	奈良市	125,653	38,400	15	38,400	39,147	30,763			-14.0%	
鳥取県	松江市	193,154	40,196	16	40,196	41,080	52,200			24.1%	平成17年9月31日に町村と合併
	出雲市	149,812	22,622	13	22,622	24,572	24,548			71.7%	平成17年9月22日に1市4町と合併
	津山市	110,425	36,713	9	36,713	36,470	35,588			-1.2%	平成15年4月1日に1町、平成15年4月1日に1町、平成17年3月20日に町と合併
	鳥市	254,126	56,465	16	56,465	71,685	88,455			36.4%	平成17年10月に4町と合併
	山口市	189,176	37,361	17	37,361	39,275	52,263			37.7%	
山口県	下関市	291,462	75,020	15	75,020	74,312	66,708			-9.3%	
	防府市	119,864	35,723	12	35,723	34,086	32,502			-13.2%	平成17年2月13日に4町と合併
	岩国市	153,659	31,624	15	31,624	28,442	28,390			0.8%	平成18年9月20日に町1村と合併
	高松市	417,888	89,442	16	89,442	82,252	81,950			18.0%	平成17年9月28日に1町、平成18年1月10日に町と合併
	丸亀市	110,080	26,410	17	26,410	25,934	30,785			16.8%	平成17年9月22日に町と合併
愛媛県	今治市	177,975	29,329	11	29,329	30,353	31,495			0.0%	平成13年9月基予地裁により増、平成17年1月に1町1村と合併
	福岡市	1,369,949	331,186	17	331,186	323,996	305,570			-3.7%	
	北九州市	992,414	324,741	10	324,741	324,545	307,271			-5.7%	
	大牟田市	139,788	45,742	17	45,742	46,094	46,213			1.0%	
	久留米市	305,948	87,030	5	87,030	70,972	59,163			-46.0%	平成13年度台風17・19号により増
佐賀県	飯塚市	135,862	39,365	10	39,365	36,778	26,798			0.3%	平成15年度水害発生により増
	佐賀市	205,017	42,381	8	42,381	43,819	40,696			5.3%	
	唐津市	134,789	20,376	12	20,376	21,613	21,475			50.9%	平成17年1月1日に町1村と平成16年1月1日1村と合併
	熊本県	138,411	26,019	11	26,019	26,508	23,804			-9.1%	
	別府市	129,089	37,852	9	37,852	38,121	32,749			-22.7%	
鹿児島県	宮崎市	370,015	96,984	14	96,984	96,001	91,004			30.6%	平成18年1月1日に町と合併
	鹿屋市	107,028	19,134	13	19,134	18,629	21,280			21.4%	平成18年1月1日に町と合併
	那覇市	314,899	84,036	14	84,036	82,211	74,681			-22.2%	
	うるま市	116,690	26,521	16	26,521	27,197	24,399			-10.9%	平成17年4月1日に2市町が合併
	沖縄市	130,929	30,491	12	30,491	29,961	29,250			-9.0%	
沖縄県	浦添市	107,497	22,609	6	22,609	22,928	21,281			-6.3%	

・一定量無料型

都道府県	都市	人口 (H17.10.1)	開始年度	家庭系ごみ量						増減率	市町村合併等ごみ量が変動する要素		
				2年前	1年前	実施年度	1年後	2年後	3年後			4年後	5年後
千葉県	野田市	152,023	7	42,307	44,798	30,889	31,744	32,303	33,603	33,488	31,405	-26.8%	
	大垣市	159,706	8	34,742	32,928	26,982	25,598	25,216	25,688	26,174	26,910	-22.5%	
	東海市	109,308	7	—	28,864	27,481	18,929	21,140	22,945	22,207	24,043	-17.0%	
	岸和田市	204,807	14	57,006	55,381	47,408	43,000	43,303	42,902			-24.7%	
	河内長野市	119,569	7	33,586	34,772	30,902	31,814	31,771	31,883	32,196	32,604	-9.0%	
大阪府	池田市	101,007	18	39,904	40,085	34,175						-14.4%	
	箕面市	128,380	15	31,500	31,722	31,754	26,814	26,827				-14.8%	
	富田林市	124,449	7	37,441	39,142	41,279	36,809	39,268	40,248	41,419	42,646	13.9%	
広島県	三原市	105,016	7	20,378	18,128	16,834	15,477	16,413	17,158	16,904	17,621	-16.0%	
愛媛県	西条市	116,455	8	39,594	34,981	20,069	21,415	22,748	23,251	26,850	26,924	-19.9%	
	佐世保市	241,796	16	61,183	61,412	55,449	49,444					-19.2%	平成17年4月1日に神戸市合併
長崎県													

※ ・平成17年度以前に家庭ごみ有料化を実施した人口10万人以上の市とする。
 ・家庭系ごみ量は環境省が実施している「一般廃棄物処理事業態調査」及び各市への照会による。
 ・増減率は、実施2年前と実施5年後の家庭系ごみ搬入量の比率とする。ただし、実施後5年に満たない場合は直近年度とする。

資料3 料金体系別有料化実施都市数

都道府県別	全市数 (A)	有料化市数 (B)				有料化率
		単純比例型 式	一定量無料 型超過量方 式	二段階比例 型	合計	(B/A) (%)
北海道	35	26	0	0	26	74.3
青森県	10	4	0	0	4	40
岩手県	13	0	0	0	0	0
秋田県	13	7	0	0	7	53.8
宮城県	13	1	0	0	1	7.7
山形県	13	9	0	0	9	69.2
福島県	13	2	0	0	2	15.4
茨城県	32	12	1	0	13	40.6
栃木県	14	5	0	0	5	35.7
群馬県	12	2	0	0	2	16.7
埼玉県	40	3	0	0	3	7.5
千葉県	36	13	2	0	15	41.7
東京都	49	17	0	0	17	34.7
神奈川県	19	2	0	0	2	10.5
新潟県	20	13	1	0	14	70
富山県	10	8	0	0	8	80
石川県	10	5	1	0	6	60
福井県	9	2	0	0	2	22.2
山梨県	13	4	0	0	4	30.8
長野県	19	8	2	3	13	68.4
岐阜県	21	12	2	1	15	71.4
静岡県	23	6	1	0	7	30.4
愛知県	35	6	3	0	9	25.7
三重県	14	5	0	0	5	35.7
滋賀県	13	3	4	1	8	61.5

京都府	15	8	0	0	8	53.3
大阪府	33	4	6	0	10	30.3
兵庫県	29	12	1	0	13	44.8
奈良県	12	6	0	0	6	50
和歌山県	9	5	1	0	6	66.7
鳥取県	4	4	0	0	4	100
島根県	8	8	0	0	8	100
岡山県	15	9	1	0	10	66.7
広島県	14	5	1	0	6	42.9
山口県	13	6	1	0	7	53.8
徳島県	8	5	0	0	5	62.5
香川県	8	7	0	0	7	87.5
愛媛県	11	6	2	0	8	72.7
高知県	11	10	0	0	10	90.9
福岡県	28	26	1	0	27	96.4
佐賀県	10	10	0	0	10	100
長崎県	13	11	1	0	12	92.3
熊本県	14	12	0	0	12	85.7
大分県	14	12	0	0	12	85.7
宮崎県	9	3	0	1	4	44.4
鹿児島県	18	9	0	0	9	50
沖縄県	11	10	0	0	10	90.9
合計	806	363	32	6	401	49.8

(注) 1 「山谷修作氏 第3回全国都市家庭ごみ有料化調査(平成20年4月1日時点集計速報)」を基に作成。

2 市数には東京23区を含む。

資料4 他都市の料金設定

① 排出量単純比例型（363市）

都道府県	市区	円/大袋1枚	市区	円/大袋1枚
北海道	函館市	80	名寄市	80
	小樽市	80	三笠市	80
	旭川市	80	根室市	63
	帯広市	120	千歳市	80
	北見市	90	滝川市	80
	夕張市	80	砂川市	80
	網走市	80	歌志内市	80
	留萌市	80	深川市	80
	美唄市	80	釧路市	100
	芦別市	73	室蘭市	80
	江別市	80	登別市	80
	赤平市	80	伊達市	80
	紋別市	60	石狩市	80
青森県	八戸市	30	むつ市1	40
	黒岩市	60	平川市	30
秋田県	能代市	36	由利本荘市	30
	横手市	30	大仙市	40
	湯沢市	33.3	湯上市	33.3
	鹿角市	12		
宮城県	登米市	50		
山形県	米沢市	40	天童市	40
	新庄市	50	東根市	40
	寒河江市	40	尾花沢市	30
	村山市	40	南陽市	40
	長井市	40		
福島県	白河市	55	田村市	50
茨城県	水戸市	30	潮来市	25
	日立市	30	常陸大宮市	15
	常陸太田市	30	高萩市	30
	北茨城市	30	那珂市	15.8
	笠間市	19.7	稲敷市	20.5
	ひたちなか市	20	小美玉市	20
栃木県	足利市	60	さくら市	40
	鹿沼市	40	那須烏山市	20
	矢板市	40		
群馬県	太田市	40	安中市	10
埼玉県	秩父市	50 / 35 L	幸手市	50
	蓮田市	50		

千葉県	銚子市	30	鴨川市	50
	館山市	30	富津市	15
	木更津市	45	袖ヶ浦市	16
	茂原市	65	山武市	40
	匝瑳市	40	南房総市	50
	旭市	45	いすみ市	50
	八千代市	24		
東京都	八王子市	75	多摩市	60
	武蔵野市	80	稲城市	60
	青梅市	48	羽村市	60
	昭島市	60	あきる野市	60
	調布市	80	町田市	80
	日野市	80	小金井市	80
	東村山市	72	狛江市	80
	福生市	60	西東京市	80
	清瀬市	40		
神奈川県	大和市	80	藤沢市	80
新潟県	長岡市	52	燕市	45
	三条市	45	佐渡市	20
	上越市	49.5	魚沼市	32
	新発田市	50	南魚沼市	50
	十日町市	50	妙高市	50
	見附市	40	胎内市	50
	村上市	35		
富山県	高岡市	40	黒部市	18
	射水市	30	砺波市	30
	魚津市	18	小矢部市	20
	氷見市	30	南砺市	20
石川県	七尾市	60	かほく市	40
	輪島市	30	能美市	25
	珠洲市	30		
福井県	あわら市	30	坂井市	30
山梨県	山梨市	15	北杜市	15/30L
	南アルプス市	20	笛吹市	20
長野県	上田市	50/30L	東御市	50/30L
	飯田市	60	大町市	30
	小諸市	25	塩尻市	60
	中野市	45/30L	安曇野市	30/30L

岐阜県	多治見市	50	瑞穂市	50
	瑞浪市	16.5	飛騨市	68
	恵那市	31.5	本巣市	50
	美濃加茂市	30	郡上市	50
	可児市	30	下呂市	65
	山県市	50	海津市	40
静岡県	下田市	30	御前崎市	20
	湖西市	15	伊豆の国市	9
	菊川市	20/30L	牧之原市	20
愛知県	津島市	20	愛西市	20
	知立市	13/35L	北名古屋市	10
	日進市	15	弥富市	20
三重県	桑名市	15	志摩市	50
	名張市	68	伊賀市	20
	鳥羽市	45		
滋賀県	甲賀市	25	湖南市	25
	野洲市	25/35L		
京都府	京都市	45	亀岡市	40
	福知山市	45	京丹後市	30
	綾部市	30	舞鶴市	40
	宮津市	45	南丹市	73
大阪府	貝塚市	9	泉南市	45
	泉佐野市	50	阪南市	45
兵庫県	洲本市	35	丹波市	100
	相生市	45	南あわじ市	30
	豊岡市	50	朝来市	80
	西脇市	35	淡路市	42
	篠山市	45	宍粟市	25
	養父市	60	加東市	35
奈良県	大和高田市	45	五條市	50
	橿原市	45	御所市	40
	桜井市	47	宇陀市	40
和歌山県	橋本市	15	有田市	30
	御坊市	50	紀の川市	15
	田辺市	42		
鳥取県	鳥取市	60	境港市	40
	米子市	60	倉吉市	30
島根県	松江市	18	大田市	50
	浜田市	31.5	安来市	45
	出雲市	40	江津市	30
	益田市	60	雲南市	42

岡山県	津山市	52.5	総社市	50
	瀬戸内市	20	美作市	30
	備前市	45	真庭市	50
	赤磐市	45	浅口市	12
	新見市	50		
広島県	呉市	40	安芸高田市	65/30L
	府中市	57	庄原市	35/30L
	三次市	17/30L		
山口県	山口市	10	岩国市	30
	下関市	45	柳井市	30
	防府市	12	美祢市	15/30L
徳島県	鳴門市	35	美馬市	30
	小松島市	25	阿波市	25
	吉野川市	25		
香川県	高松市	40	東かがわ市	30
	善通寺市	40	丸亀市	40
	坂出市	45	三豊市	30
	さぬき市	30		
愛媛県	今治市	20	大洲市	40
	宇和島市	40	伊予市	40
	八幡浜市	9.5	西予市	40
高知県	室戸市	30	四万十市	60
	安芸市	50	宿毛市	50
	南国市	45	土佐清水市	40
	土佐市	50	香南市	30
	須崎市	46	香美市	25
福岡県	福岡市	45	宗像市	64
	北九州市	50	太宰府市	40
	大牟田市	40	前原市	50
	久留米市	25/30L	中間市	71.4
	直方市	60	小郡市	50
	飯塚市	70	筑紫野市	50
	田川市	40	春日市	45
	柳川市	20/30L	大野城市	39.9
	嘉麻市	52.5	古賀市	60
	朝倉市	50	福津市	55
	八女市	40	うきは市	20
	筑後市	40	宮若市	84
	行橋市	60	みやま市	26.5

佐賀県	佐賀市	40	伊万里市	40
	唐津市	34	武雄市	30/35L
	鳥栖市	40	鹿島市	40/30L
	多久市	40	嬉野市	30
	小城市	25	神埼市	20/25L
長崎県	島原市	21	壱岐市	40
	諫早市	25	五島市	40
	大村市	30	西海市	15
	平戸市	40	雲仙市	50
	松浦市	30	南島原市	20
	対馬市	60		
熊本県	八代市	50	宇土市	35
	人吉市	20	荒尾市	45
	玉名市	25	上天草市	20
	天草市	50	宇城市	20
	山鹿市	25	阿蘇市	21
	菊池市	20/60L	合志市	20
大分県	別府市	21	豊後高田市	25
	日田市	35	杵築市	21
	臼杵市	30	宇佐市	30
	竹田市	20	豊後大野市	30
	佐伯市	30	由布市	25
	津久見市	30	国東市	42
宮崎県	宮崎市	40	西都市	30
	串間市	25		
鹿児島県	鹿屋市	32	垂水市	15
	阿久根市	31.5	薩摩川内市	15
	出水市	15	日置市	25
	大口市	38	曾於市	15
	西之表市	40		
沖縄県	那覇市	30	糸満市	20
	うるま市	30	沖縄市	20
	宜野湾市	30	豊見城市	21
	石垣市	20	宮古島市	30
	浦添市	20	南城市	20
平 均			42円	

② 一定量無料型（32市）

都道府県	市区	円/ 超過大袋1枚	市区	円/ 超過大袋1枚
茨城県	下妻市	50		
千葉県	野田市	170	君津市	180
新潟県	阿賀野市	50		
石川県	羽咋市	70		
長野県	須坂市	100	千曲市	100
岐阜県	大垣市	150	高山市	105
静岡県	御殿場市	150		
愛知県	碧南市	100	高浜市	50
	東海市	110		
滋賀県	長浜市	100	草津市	110
	米原市	100	栗東市	100
大阪府	岸和田市	100	河内長野市	100
	池田市	80	箕面市	60/30L
	富田林市	100	大阪狭山市	100
兵庫県	加西市	100		
和歌山県	新宮市	63		
岡山県	笠岡市	100		
広島県	三原市	50		
山口県	萩市	40		
愛媛県	西条市	100	東温市	50
福岡県	大川市	30		
長崎県	佐世保市	210		
平 均			97円	

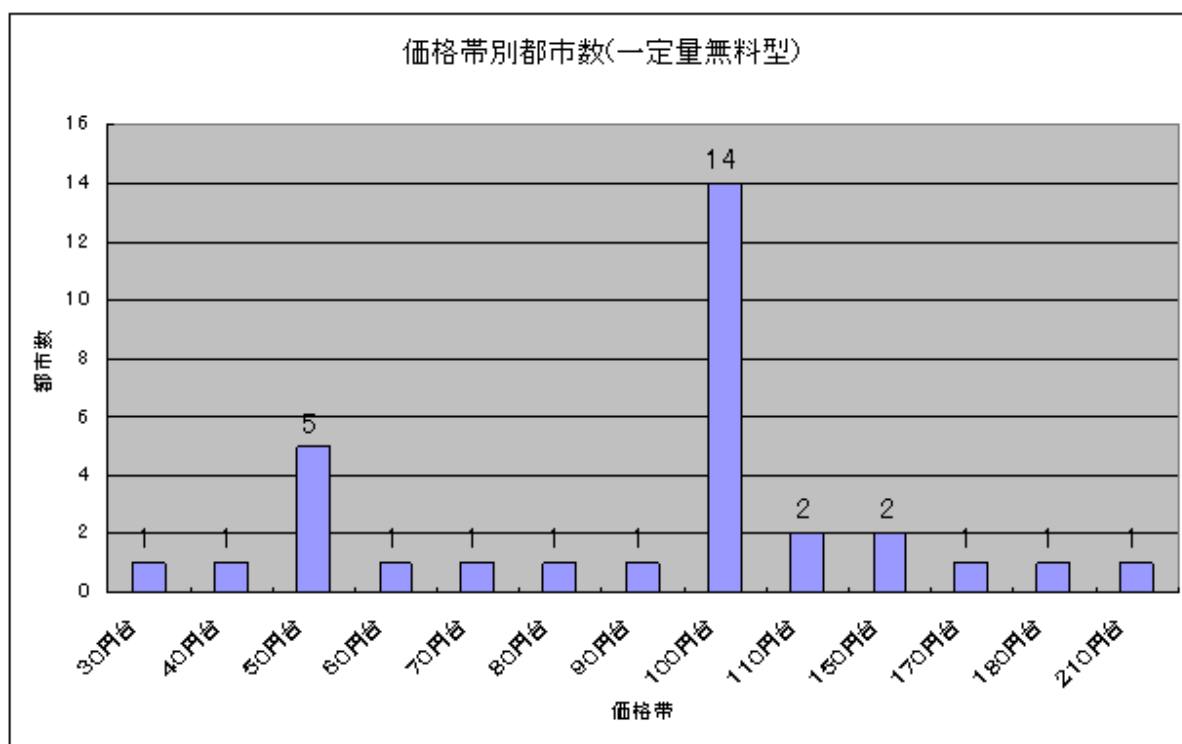
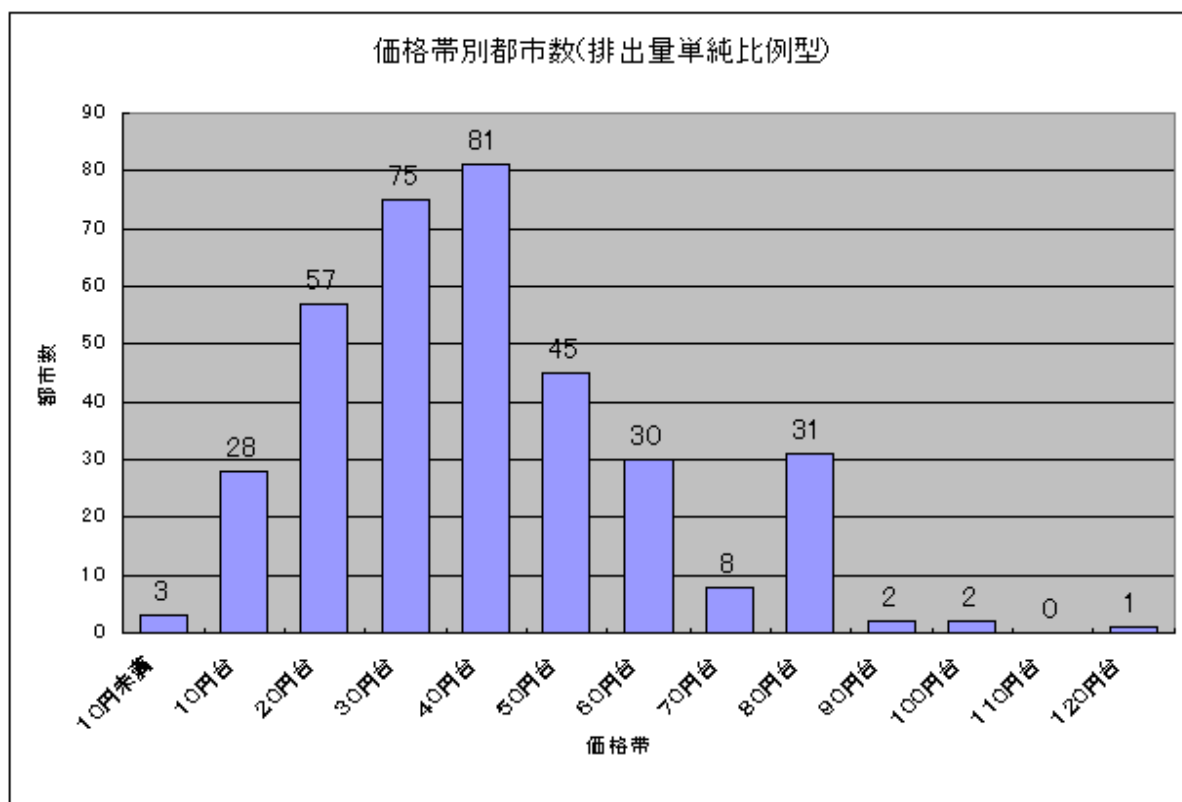
③ 排出量二段階比例型（6市）

都道府県	市区	円/ 一段大袋1枚	円/ 二段大袋1枚
長野県	長野市	13	30
	伊那市	50	200
	駒ヶ根市	50	200
岐阜県	関市	6	300
滋賀県	守山市	10	150
宮崎県	都城市	8	35.7/30L

（注） 1 「山谷修作氏 第3回全国都市家庭ごみ有料化調査(平成20年4月1日時点集計速報)」を加工。

2 可燃ごみ大袋（40～50 L） 1 枚の価格で表記（容量が異なる場合は記載）。

資料5 価格帯別都市数



※ 容量が異なる場合は4.5ℓ に換算

奈良市清掃業務審議会 委員名簿

(平成21年3月25日現在)

構成	氏名	役職等
会長	和田 安彦 (平成20年7月21日～)	関西大学 教授
会長代行	岡本 志郎	奈良市議会議員
委員	内野 典英	奈良商工会議所 専務理事
委員	岡崎 道男	左京地区自治連合会 副会長
委員	貫上 佳則	大阪市立大学 大学院教授
委員	郡嶋 孝	同志社大学 教授
委員	高岡 善行 (平成20年7月21日～)	(社)奈良青年会議所
委員	田中 幹夫	弁護士
委員	福岡 雅子	大阪工業大学 准教授
委員	福山 美智 (平成20年7月21日～)	奈良市あやめ池生活学校 運営委員長
委員	三浦 教次	奈良市議会議員
委員	水本 遼真	佐保台地区自治連合 会長
委員	山口 裕司	奈良市議会議員
委員	山本 佳保	奈良市労働組合協議会 事務局次長
委員	米澤 榮美子	廃棄物処理業者
前任委員	高月 紘 (～平成20年7月20日)	京都大学名誉教授
前任委員	高橋 直嗣 (～平成20年7月20日)	(社)奈良青年会議所
前任委員	濱口 淑子 (～平成20年7月8日)	(財)日本消費者協会 消費生活コンサルタント

(委員は五十音順)

奈良市ごみ有料化検討部会 委員名簿

(平成20年1月29日現在)

構 成	氏 名	役 職 等
委員長	郡 畠 孝	同志社大学教授
委員	石田 美智男	公募
委員	井上 健一	奈良ファミリー オペレーションマネージャー
委員	岡本 志郎	市議会議員
委員	片山 信行	奈良市ごみ懇談会
委員	川北 久仁子	公募
委員	田中 幹夫	弁護士
委員	濱口 淑子	(財)日本消費者協会 消費生活コンサルタント
委員	松村 佳子	奈良教育大学教授
委員	吉岡 正志 (平成18年6月1日～)	奈良市自治連合会長
前任委員	馬場 徹 (～平成18年5月31日)	(前)奈良市自治連合会長

(委員は五十音順)

奈良市ごみ有料化検討部会 審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	平成18年1月10日	・ 国の方針と他都市の現状を報告 ・ 有料化への今後のスケジュール
第2回	平成18年5月9日	ごみ有料化のビジョンについて
第3回	平成18年7月7日	ごみ有料化のビジョンについて
第4回	平成18年10月6日	ごみ有料化のビジョンについて
第5回	平成19年1月24日	家庭ごみ有料化の目的について
第6回	平成19年3月20日	ごみ有料化の対象品目と実施方法について
第7回	平成19年6月26日	ごみ有料化の料金設定・減免制度・留意事項等について
第8回	平成19年9月26日	清掃業務審議会への報告案について
第9回	平成19年12月18日	清掃業務審議会への報告案について
第10回	平成20年1月29日	清掃業務審議会への報告書取りまとめ

奈良市清掃業務審議会 審議等経過

開催日	審議内容
平成20年3月25日	奈良市ごみ有料化検討部会報告書について事務局より説明
平成20年6月20日	「奈良市の家庭ごみ有料化について 答申(案)」について審議
平成20年12月4日	「奈良市の家庭ごみ有料化について 答申(案)」について審議
平成21年3月25日	「奈良市の家庭ごみ有料化について 答申」取りまとめ